

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(19)

## 目次

### 規則

○富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1

## 規則

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石井 隆 一

### 富山県規則第38号

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和56年富山県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の右欄の第24号中「親切行為又は」を「恋愛感情その他の好意の感情を利用して、又は親切を装うこと若しくは」に改め、同項の右欄に次の2号を加える。

- (25) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、商品を送付し、又は商品等の供給を行い、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (26) 前号に掲げるもののほか、消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、調査、情報の提供、物品の調達その他の事業活動を実施し、損失の補償その他の名目による負担を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

別表の2の項の右欄の第10号中「契約の」を「引き渡された」に、「の瑕疵」を「が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に、「又は事業者の当該瑕疵を修補」を「事業者<sup>か</sup>に当該損害を賠償する責任の有無を決定する権限を付与し、又はその不適合に係る事業者の履行の追完をする責任若しくは代金若しくは報酬の減額を」に改め、同表の4の項の右欄の第8号中「現状回復義務」を「原状回復義務」に改める。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の4の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表の1の項の改正規定 令和2年5月1日

(県民生活課)